

公取北海道 NEWS

＜令和7年9月・10月合併号＞



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウオッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

※ 本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。
現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。
つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。
詳細は17頁を御覧ください。

I 御案内①

苫小牧市で 一日公正取引委員会を開催します！

公正取引委員会では、地方事務所等が所在しない都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実のために、全国各地で「一日公正取引委員会」を開催しています。

詳細は後日HPでお知らせしますが、取り急ぎ確定部分を公開します！👉

一日公正取引委員会in苫小牧市

苫小牧市における一日公取委の開催は平成26（2014）年ぶりです！！

「一日公正取引委員会」の開催目的

公正取引委員会の地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実

地方有識者との懇談会

日時：令和7年11月下旬（調整中）

👉苫小牧市内において、苫小牧市の有識者の皆様と公正取引委員会北海道事務所職員の懇談会が行われます。



参加方法は公正取引委員会北海道事務所のHP等でお知らせします！

消費者セミナー

日時：令和7年12月1日（月）
10時00分～11時30分
会場：市民活動センター 会議室2

👉消費者の方を対象とした、**独占禁止法**や**景品表示法**の説明を行います。さらに、本年は特別に、12月18日に全面施行を控える「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の説明もセットで聞く貴重な機会です！

参加者募集予定

相談・展示コーナー

日時：令和7年12月1日（月）
10時00分～16時00分
会場：アイビープラザ 視聴覚室

👉所管法令に関するご相談・ご質問に公取職員が対応するほか、パネルを展示したり、数量限定でパンフレット設置（持ち帰り自由）いたします。予約不要でふらっと立ち寄っていただけますのでぜひ気軽にお越しください！



～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会

日時：令和7年12月1日（月） 13時30分～16時30分
会場：アイビープラザ 講習室

👉公正取引委員会北海道事務所、北海道経済産業局及び北海道運輸局の3機関が登場。**改正下請法**、**改正下請中小企業振興法**の改正ポイントを踏まえた説明を予定しています。
👉改正下請法（取適法）・下請振興法説明会の後は、「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」の説明会を行います。

両説明会の最後には質疑応答時間も！

・ フリーランス法説明会

参加者募集予定

独占禁止法教室

日時：令和7年12月1日（月）、2日（火）

👉苫小牧市立青翔中学校にお邪魔し、シミュレーションゲームなどを通して、市場経済や独占禁止法が市場競争を守る仕組みなどを体験していただきます！



備えあれば患いなし♪

詳細・参加方法はHPで後日公開します！



本件の問い合わせ窓口

公正取引委員会事務局北海道事務所
総務課 金森、松原（Tel:011-231-6300代）

R7.10時迄

I 御案内②

取適法説明会を開催します！

令和7年 11 月7日(金)に旭川市で取適法説明会を実施する予定です。

申込締切日は令和7年 10 月 31 日(金)17 時までです。

先着順ですので、御興味のある方は早めの申込をおすすめいたします。

また、11 月から旭川市のほか、北見市、苫小牧市、釧路市及び函館市においても取適法説明会を開催予定です。

詳しくは公正取引委員会 北海道事務所の HP を御確認下さい。

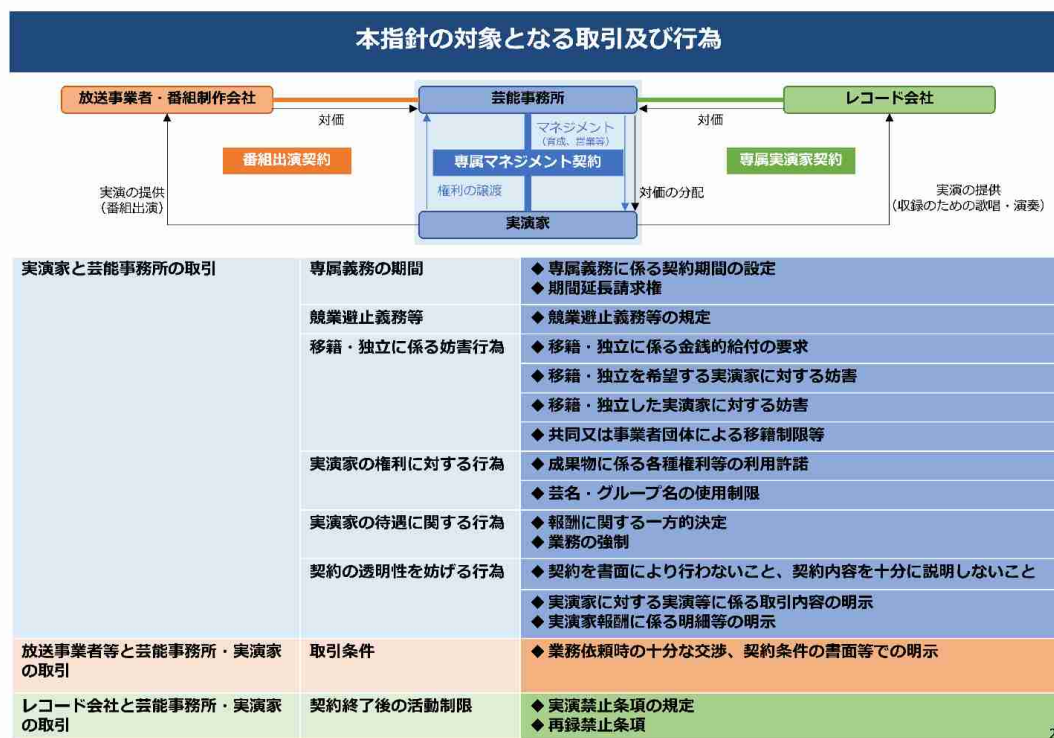
開催日 開催時間	募集定員	会場	会場参加可能人数 (1事業者※当たり)	開催概要	申込先
令和7年9月26日(金) 13:30~15:00	90名 (先着順)	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 6階 会議室	2名以内	こちら	終了
令和7年11月7日(金) 10:00~12:00	90名 (先着順)	北海道旭川市緑が丘東3条2丁目1 番1号 旭川高等技術専門学院 講堂	2名以内	後日掲載	申込みはこちら
令和7年11月13日(木) 10:00~12:00	90名 (先着順)	北海道北見市末広町356番地1 北見高等技術専門学院 講堂	5名以内	後日掲載	申込みはこちら
令和7年12月1日(月) 13:30~16:30	70名 (先着順)	北海道苫小牧市本町1丁目6番1号 苫小牧市文化交流センター 講習室	2名以内	後日掲載	参加申込開始は 開催日の1ヶ月前 を目途としま す。
令和8年1月30日(金) 09:30~11:30	90名 (先着順)	北海道釧路市大湊毛南1丁目2番51 号 釧路高等技術専門学院 講堂	5名以内	後日掲載	参加申込開始は 開催日の1ヶ月前 を目途としま す。
調整中 ※12月までに実施予定	調整中	函館市 ※会場は調整中	5名以内	後日掲載	参加申込開始は 開催日の1ヶ月前 を目途としま す。

報道発表資料は[こちら](#)。



I 御案内③

「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」が公表されました



報道発表資料は[こちら](#)。



I 御案内④

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」等を整備しました

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理①

株式会社ニシムタから申請があった 確約計画の認定について

(株)ニシムタは、納入業者に協賛金等の名目で金銭を提供させていた行為及び納入業者の従業員等を派遣させていた行為について、納入業者 50 社に約7億円 3000 万円を返金する等の確約計画を申請し、公正取引委員会はこれを認定しました。

株式会社ニシムタから申請があった確約計画の認定について



確約計画認定までの流れ



1 違反被疑行為の概要

ニシムタ

- 南九州（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）において、ホームセンター等※を展開
- 鹿児島県内の小売市場における売上高が鹿児島県に本社を置く事業者として第2位

※ ホームセンターのほか、食品を小売販売する業態を組み合わせたいわゆる「スーパーセンター」も展開している。

優越的地位の濫用の疑い

協賛金等の負担の要請

- ・ 契約書等で合意した上で「商品管理費」、「開店広告協賛」、「物流支援費」名目で金銭の提供を要請
- ・ 算出根拠や使途等が不明確
- ・ 納入業者の直接の利益といえない

従業員等の派遣の要請

- ・ 新規・改装開店時の商品陳列等を要請
- ・ 納入業者に派遣費用の請求を行うよう求めているものの、当該求めに応じず、請求しない意思表示を行った納入業者については、派遣費用を支払っていない



納入業者

- ニシムタに対する取引依存度が高い
- 他の事業者との取引拡大等によっては、ニシムタとの取引と同等の売上高確保が困難
→ 経済上の利益の提供要請を拒めない

独占禁止法上の考え方

取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、

- ★ 協賛金等の名目による金銭の負担を要請する場合であって、当該協賛金等の算出根拠、使途等について、当該納入業者との間で明確になっておらず、当該納入業者が負担の必要性を合理的に判断することができない場合には、あらかじめ当該納入業者との間で契約書等により合意していたとしても、
- ★ 従業員等を派遣させて本来自らが行うべき役務を行わせる場合、当該納入業者が派遣費用を請求しない意思表示をしたとしても、派遣費用を負担しない場合には、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

2 確約計画

概要

- ① 違反被疑行為の取りやめ
- ② 違反被疑行為の取りやめ等を取締役会において決議
- ③ 納入業者への通知
従業員等への周知
- ④ 納入業者への返金等
(金銭的価値の回復措置)
- ⑤ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑥ コンプライアンス体制の整備
- ⑦ 上記①から⑥までの履行について、第三者による監視
- ⑧ 履行状況の報告

認定

- 措置内容の十分性
 - ・ 過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
 - ・ 金銭的価値の回復措置（50社に総額約7億3000万円の返金）
→ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
→ 違反被疑行為の再発防止
- 措置実施の確実性
 - ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
 - ・ 措置の履行状況の報告を実施

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理②

DMC ホールディングス株式会社による株式会社エンチャオーの株式取得に関する審査結果について

商圈の範囲や競争者からの圧力は、人流データを基に商圈内の人の動きを分析したものも活用して確認しました。

DCMホールディングス株式会社による株式会社エンチャオーの株式取得

参考

審査の視点 本件株式取得により、**ホームセンター業**及び**D I Y用品販売業**の各市場における競争を実質的に制限することとなるか

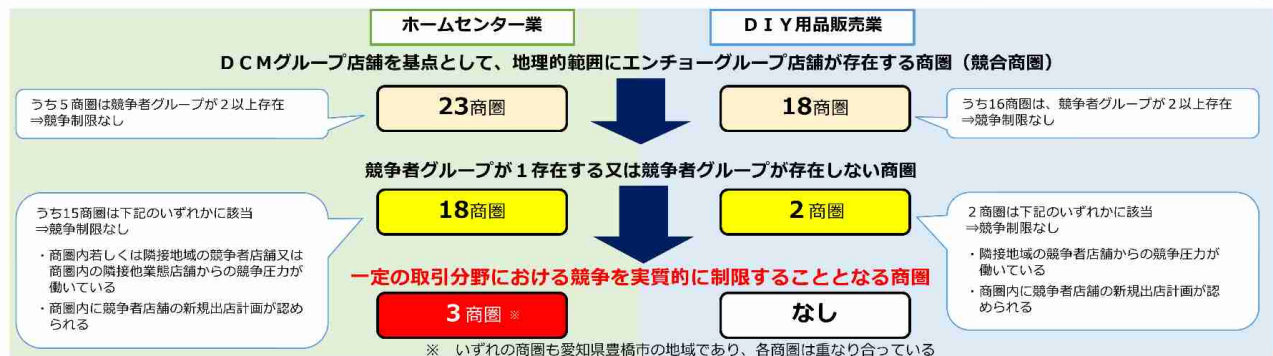
一定の取引分野の画定

- ・ 役務範囲を「ホームセンター業」と画定するとともに、「D I Y用品販売業」を重層的に画定
- ・ ホームセンター業又はD I Y用品販売業の競争は、店舗単位でも行われている
⇒ホームセンター業及びD I Y用品販売業の**地理的範囲**を「各店舗から半径5 km以内」（商圈）と画定



競争の実質的制限の検討

- ・ 消費者の買い回りの範囲の推定に当たって、携帯電話事業者が提供する**人流データ（位置情報データ）**も活用



当事会社からの問題解消措置の提案

- ・ 愛知県豊橋市地域の3商圈に所在する**当事会社グループ店舗のうち、「ジャンボエンチャオー豊橋神野店」の土地・建物に関する賃借権を株式会社ホームセンターバローに譲渡**する
- ・ モニタリングトラスティを選任し、履行状況を監視させ、当委員会に定期的に報告させる 等

結論

上記の問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるとはいえないと判断

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理③

岩機ダイカスト工業株式会社に対する勧告について

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

✓ 今回の事件は岩機ダイカスト工業が、
「返品」を行った事件だよ！



✓ 事件の特徴は…

- ① 受入検査（ロット単位の抜取検査）で合格したのに、直ちに発見できる不良があったことを理由に返品した行為について勧告をした初めての事案だよ！
- ② さらに、返品するまでにかかった加工費用等を上乗せして負担させていて、その額の合計は815万5630円なんだ。
- ③ 宮城県の事業者に対する勧告としては13年ぶり、2件目！

✓ 意気込み

公正取引委員会は、今後とも全国各地の案件に積極的に取り組み、下請取引の適正化を図るため、下請法違反に対しては厳正に対処していくよ。

岩機ダイカスト工業株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

岩機ダイカスト工業
（親事業者）

●下請取引の内容

岩機ダイカスト工業が製造を請け負うアルミダイカスト製品等の製造（製造委託）



アルミダイカスト製品の製造
提供：岩機ダイカスト工業

受入検査
（ロット単位の
抜取検査）
合格

不良発見

●違反行為の概要（返品）

製品受領時のロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格としたにもかかわらず、直ちに発見できる瑕疵（※1）があることを理由として、下請事業者16名に対し、約800万円分（※2）の製品を返品した（令和5年4月～令和7年1月）。

（※1）目視や簡易な検査等で発見できる不良

（※2）返品までの間に要した当該製品に係る加工費等を含む。

〔あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していなかった。〕

返品

下請事業者（16名）

公正取引委員会による勧告の内容

- 返品した製品の下請代金相当額及び返品に付随して下請事業者負担させた加工費等の額を下請事業者に支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由のない返品を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

返品（下請法第4条第1項第4号及び運用基準）

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。

あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取り条件について下請事業者と合意していないのに、ロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格とした製品について、直ちに発見できる瑕疵（目視や簡易な検査等で発見できる不良）を理由に返品することは、下請法違反に該当。

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理④

株式会社シマノに対する勧告について

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 今回の事件はシマノが、
「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！



- ✓ 事件の特徴は…

- ① **古いものでは30年以上使われていない金型**を下請事業者に無償で保管させていたんだ！
- ② **近畿経済産業局の調査結果を受けて、公正取引委員会の近畿事務所が調査した結果、勧告**を行ったんだ。これからも地方機関同士でもっと連携して取引適正化に取り組んでいくよ！

- ✓ メッセージ

金型の保管がどんな場合に違反になるか知っているかな？
「よくある質問コーナー（下請法）」Q46をチェックして、違反にならないよう注意してね！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



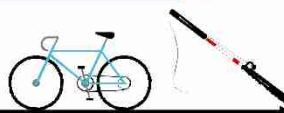
株式会社シマノに対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

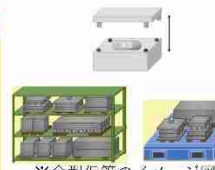
● 下請取引の内容

自社が販売する自転車部品等の製造を委託



● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請（注2））

（株）シマノが貸与した金型等（金型、機械装置及び工具器具）を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させ、当該金型等の棚卸作業を毎年2回行わせていた（下請事業者121名・金型等4,313個）。



※金型保管のイメージ図

※（株）シマノは、下請事業者に貸与している金型等について、保管費用等の支払の進捗を進めている。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で金型等を保管させるとともに棚卸作業を行わせることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で、下請事業者に対して速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること など

注1 措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうか調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）。

注2 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）。

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑤

株式会社ヨドバシカメラに対する勧告について

(株)ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造等を委託している下請事業者に対し、下請事業者に責任がないのに、「リベート」等の名目で下請代金を減額していたため、同社に対し下請法に基づく勧告を行いました。



株式会社ヨドバシカメラに対する勧告（概要）

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(株)ヨドバシカメラ
(家庭用電気製品等の販売等)

●下請取引の内容

(株)ヨドバシカメラは

- ① 自社の店舗等で販売する家庭用電気製品等の製造（3名）
 - ② 自社が請け負う家庭用電気製品等の修理（2名）
 - ③ 自社が請け負う家庭用電気製品等の設定等の役務の提供（1名）
- をそれぞれ委託



下請事業者（6名）

●違反行為の概要

令和6年1月から令和7年3月までの間、リベート等の名目で

下請事業者6名に対し、総額約1349万円を下請代金の額から**減額**（注2）

※ (株)ヨドバシカメラは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

勧告の内容

- ▷ 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・リベート等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請代金の減額を行わないこと
- ▷ 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうか調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）。

（注2）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。

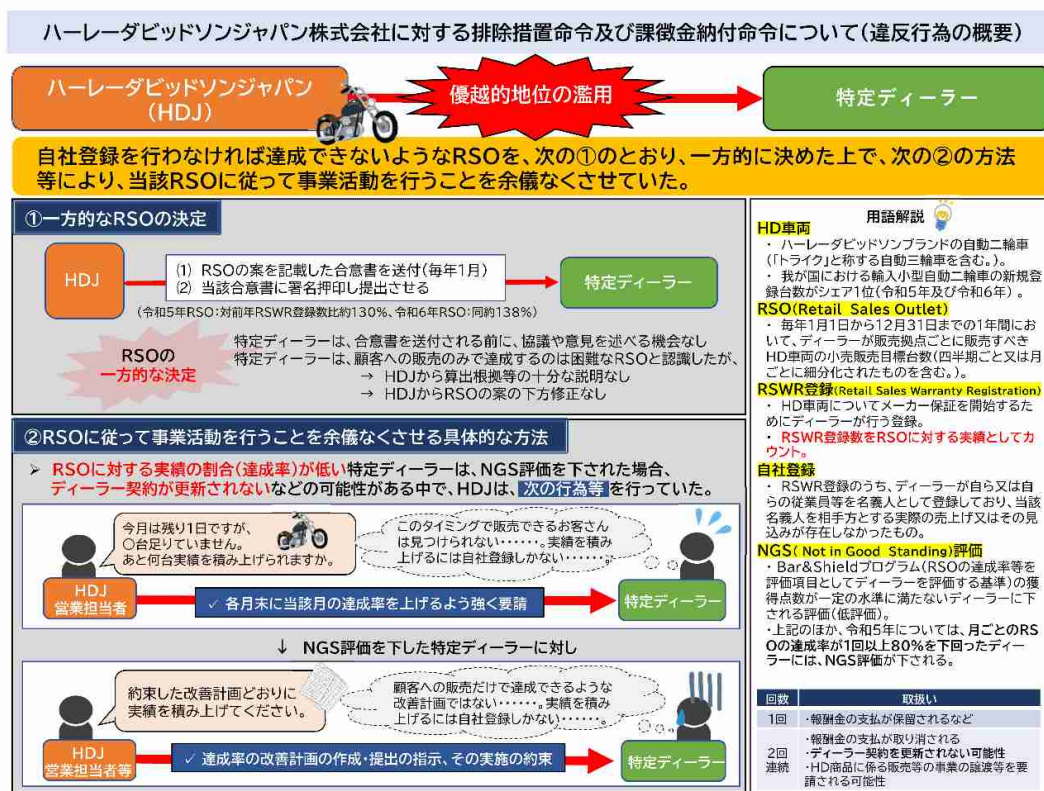
報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑥

ハーレーダビッドソンジャパン(株)に対する勧告について

ハーレーダビッドソンジャパン(株)による、一方的に決定した過度な販売ノルマの達成をディーラーに強いていた行為が、優越的地位の濫用に当たるとして、同社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令(2億 1147万円)を行いました。



報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑦

日本トレクス(株)に対する排除措置命令について

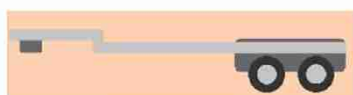
日本トレクス及び東邦車輛が、トレーラについて価格カルテルを行ったとして、日本トレクスに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

トレーラの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

違反行為の対象商品（特定トレーラ）



コンテナ用トレーラ



平床トレーラ



バントレーラ



タンクトレーラ

等

違反行為の概要

鋼材やアルミ等の特定トレーラの原材料価格等の高騰



特定トレーラの販売価格の引上げ等について情報交換



日本トレクス 東邦車輛

令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意

令和4年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意

令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意

- (1) 合意に基づき、特定トレーラの販売価格をおおむね引き上げていた。
- (2) 合意の実効を確保するため、特定トレーラの販売価格の引上げの状況に関する情報交換を行うなどしていた。

特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑧

極東開発工業(株)に対する排除措置命令について

特装車製品の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

違反行為の対象商品（特定特装車製品）

- ① ダンプ車、タンクローリ、トラックミキサ車、粉粒体運搬車、塵芥車、脱着コンテナ車に取り付けられる**架装物**
- ② **テールゲートリフタ** 等



架装物
(特装車製品)

特装車

(各特装車の概要は次頁参照)

違反行為の概要

鋼材等の特定
特装車製品の
原材料価格の
高騰



特定特装車製品の販売価格の引上げ等について情報交換



極東開発工業 新明和工業

令和4年4月1日以降に販売
する特定特装車製品の販売価
格を引き上げることを合意

令和5年4月1日以降に販売
する一部の特定特装車製品の
販売価格を更に引き上げるこ
とを合意

- (1) 合意に基づき、特定特装車製品の販売価格をおおむね引き上げていた。
- (2) 合意の実効を確保するため、特定特装車製品の販売価格の引上げの状況に関する情報交換を繰り返し行っていた。

特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限

特装車製品の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

特定特装車製品が取り付けられている特装車



ダンプ車



タンクローリ



トラックミキサ車



粉粒体運搬車



塵芥車



脱着コンテナ車



パン (テールゲートリフタ)

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑨

新明電材株式会社に対する警告について

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

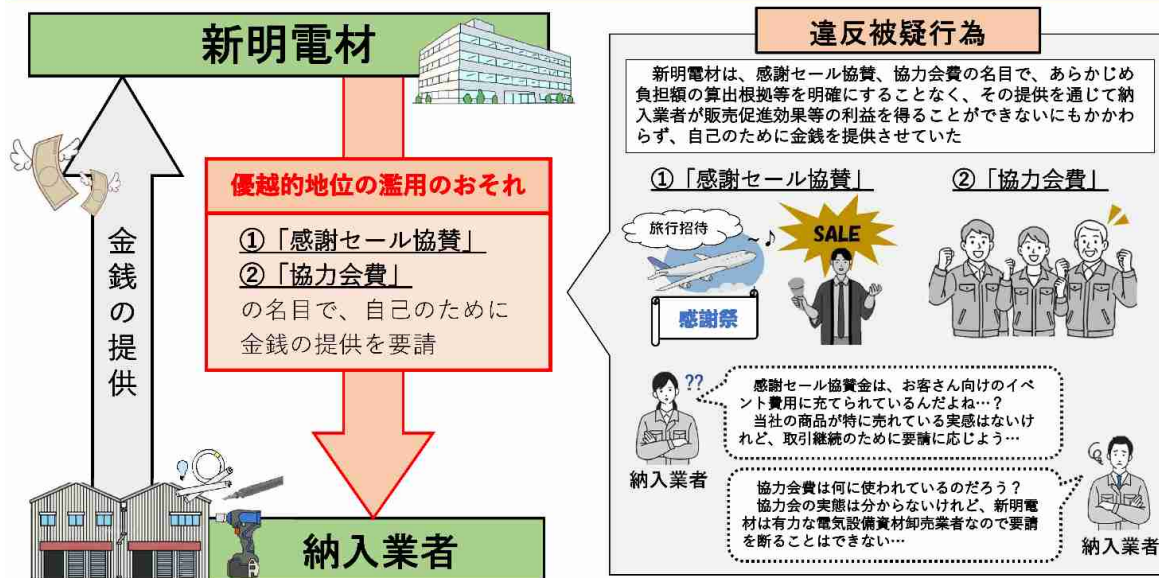
✓ 今回の事件は、電気設備資材の卸売業を営む新明電材が「**優越的地位の濫用**」のおそれがある行為を行っていた事案だよ。

✓ 本件の特徴は・・・

- ① **有力な中小企業**による優越的地位の濫用行為に対して警告をした事案なんだ。
- ② 新明電材は、「感謝セール協賛」や「協定会費」の名目で、**あらかじめ負担額の算出根拠等を説明せず**、また、**納入業者にメリットがない**のに、自己のために金銭を提供させていたんだよ。
- ③ でもね、新明電材は、公正取引委員会の調査の過程で**自主的に②の行為を取りやめた**んだ！すでに問題は解消されたんだね。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

新明電材株式会社に対する警告について（概要）



報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑩

(株)九州東通に対する勧告について

本件は九州東通に「取引条件の明示義務」と「期日における報酬支払義務」の規定に違反する事実が認められました。

株式会社九州東通に対する勧告(概要)
【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

業務委託の内容
テレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等

違反行為の概要
特定受託事業者44名に対し、
●業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注1)
●**報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**(注2)

フリーのカメラマン、音声スタッフなど(44名)
【特定受託事業者】

勧告の概要
特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、
① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
③ 研修を行うなど、社内体制を整備 など

(注1) 取引条件の明示義務
特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務
給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。
支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第6項)。

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 事件処理⑪

株式会社 olympic に対する勧告について

株式会社Olympicに対する勧告（概要）



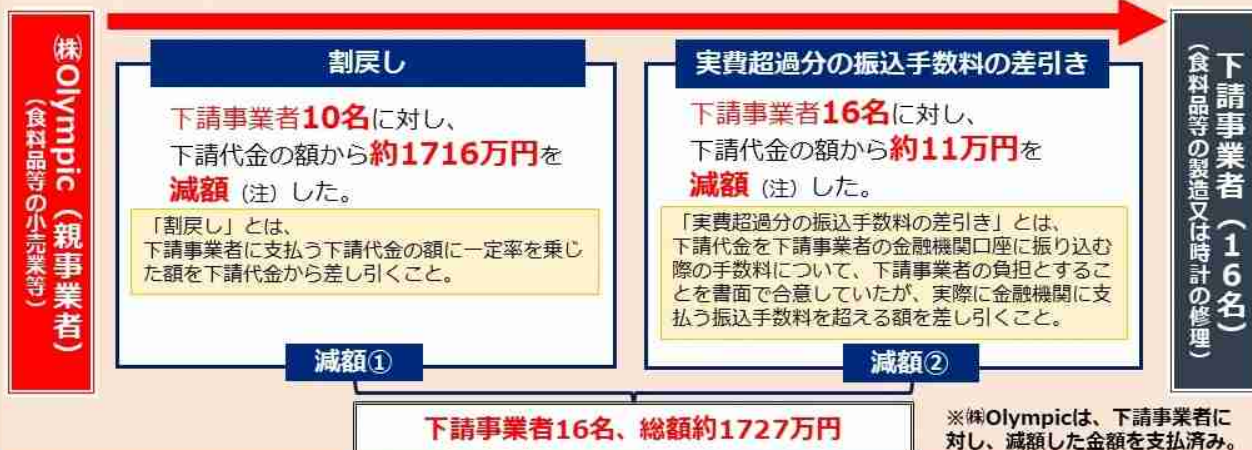
● 下請取引の内容

(株)Olympicは、自社が販売する食料品等の製造又は利用者から請け負う時計の修理を委託

Super Market



● 違反行為の概要



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役による決定により確認すること
- ・下請代金の額から「割戻し」等の額を減じていた行為が
下請法の規定に違反するものであること
- ・今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに
下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。



報道発表資料は[こちら](#)。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 今回の事件はOlympicが、
「下請代金の減額」
に該当する行為を行った事件だよ！



✓ 事件の特徴は…

- ① 物価が上昇して、下請事業者も価格転嫁を進めていかなければならない中で、大手のスーパーマーケット事業者が、**自社の原価低減のために、下請代金に一定率を乗じた額を、下請代金から差し引いていたんだ。**
- ② 下請代金を振り込むときの振込手数料について、下請事業者が負担する合意はあったけど、**Olympicは実際に金融機関に支払う振込手数料を上回る額を下請代金から差し引いていたんだ。**

✓ メッセージ

親事業者の皆さん！**下請代金を減じることは違反だよ！**
さらに、**令和8年からは振込手数料を下請事業者に負担させることも違反になるよ！**

Ⅲ 最近のトピック①



改正下請法(取適法)の説明会が 開催されました！



令和7年9月26日(金)に北海道経産局と札幌市で改正下請法(略称「取適法」)の説明会を実施しました。

本説明会には、80 名を超える皆様に御参加いただき大盛況でした！

今後も本誌2ページに掲載のとおり、全道各地で開催予定です。

Ⅲ 最近のトピック②

公正取引委員会北海道事務所及び国土交通省北海道運輸局によるトラックドライバーに対する周知・聴取りを実施しました！

ユニフォームを纏い！



リーフレット配布！



公正取引委員会北海道事務所は、国土交通省北海道運輸局と連携し、令和7年10月3日(金)、道央自動車道 砂川SA(上り・下り)でトラックドライバーにターゲットに、改正下請法(略称「^{とりてきほう}取適法」)等の周知活動を行いました。

取適法では、特定運送委託が規制対象取引として追加されるほか、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図るため各種改正が盛り込まれています。

本取組は、全国的なものですが、実施は北海道地区が1番最初ということで、引き続き気合を入れて周知活動を行ってまいります！

公取委北海道事務所通信の名称が変わり、 メールマガジンになります！

「広報誌の送付と名称変更のお知らせ」にもありますとおり、このたび、「公取委北海道事務所通信」は「公取北海道NEWS」に名称変更しました！

これまで紙媒体でお届けしていた事務所通信を、メールでの配信及び当事務所 HP でのお知らせに変更することに合わせ、名称についてもより多くの方に公正取引委員会の活動が届けられるよう一新することとして命名しました。

今後は、最新号の PDF ファイルを一定期間、HPに掲載するとともに、配信先メールアドレスを御登録いただいた皆様に、公取北海道NEWSをメールで配信いたしますのでご期待ください！



(公取北海道NEWSのHP)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/hokkaidonews.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイト内検索

ホーム 公正取引委員会 報道発表 独占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供
について 広報活動 競争促進法 (競争政策研究センター) ・手続等窓口

ホーム > 地方事務所 > 北海道事務所 > 公取北海道NEWS

公取北海道NEWS

北海道事務所では、定期的に「公取北海道NEWS」（旧：公取委北海道事務所通信）を発行し、公正取引委員会についての最新情報をメールでお知らせしていますので、是非メールアドレスを御登録ください。

※冊子の発行は、令和8年3月末を持って終了いたします。また、新たに御登録される方につきましては、冊子の発行希望は原則承っておりません。

最新号

最新号

配信先の御登録方法はこちら！

【配信先メールアドレス御登録方法】
「hkdsoumu0416-〇-jftc.go.jp」（「〇」を@に置き換えてください。）に「〔所属_氏名〕公取北海道NEWS配信先の登録」というタイトルで空メールを御送付ください。
当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。
※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

👉 公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！ 👉


@jftc




JapanFTC



 YouTube
JFTCchannel



(旧： )

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電 話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎